## 静岡県告示第416号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月28日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和6年5月28日

静	出	県	知	事	給	木	康	友
11.1	1	//\	/ 10	3.	2019	× 1 ·	/~;~	//

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
伊東市鎌田字種落 1176 番の 26 から 伊東修善寺線									令和 6 年 5 月 28 日	
77 牙	で音っ	<b>十形</b>	伊東市鎌	田字種	<b>节和 0 年 3 月 28</b> 日					

## 静岡県告示第417号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和6年5月28日

静岡県知事 鈴木康友

	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の期日
島田大井川線				島田市東	町 2030	令和6年5月28日					
				島田市東町 2033 番の 2 まで							<b> </b>